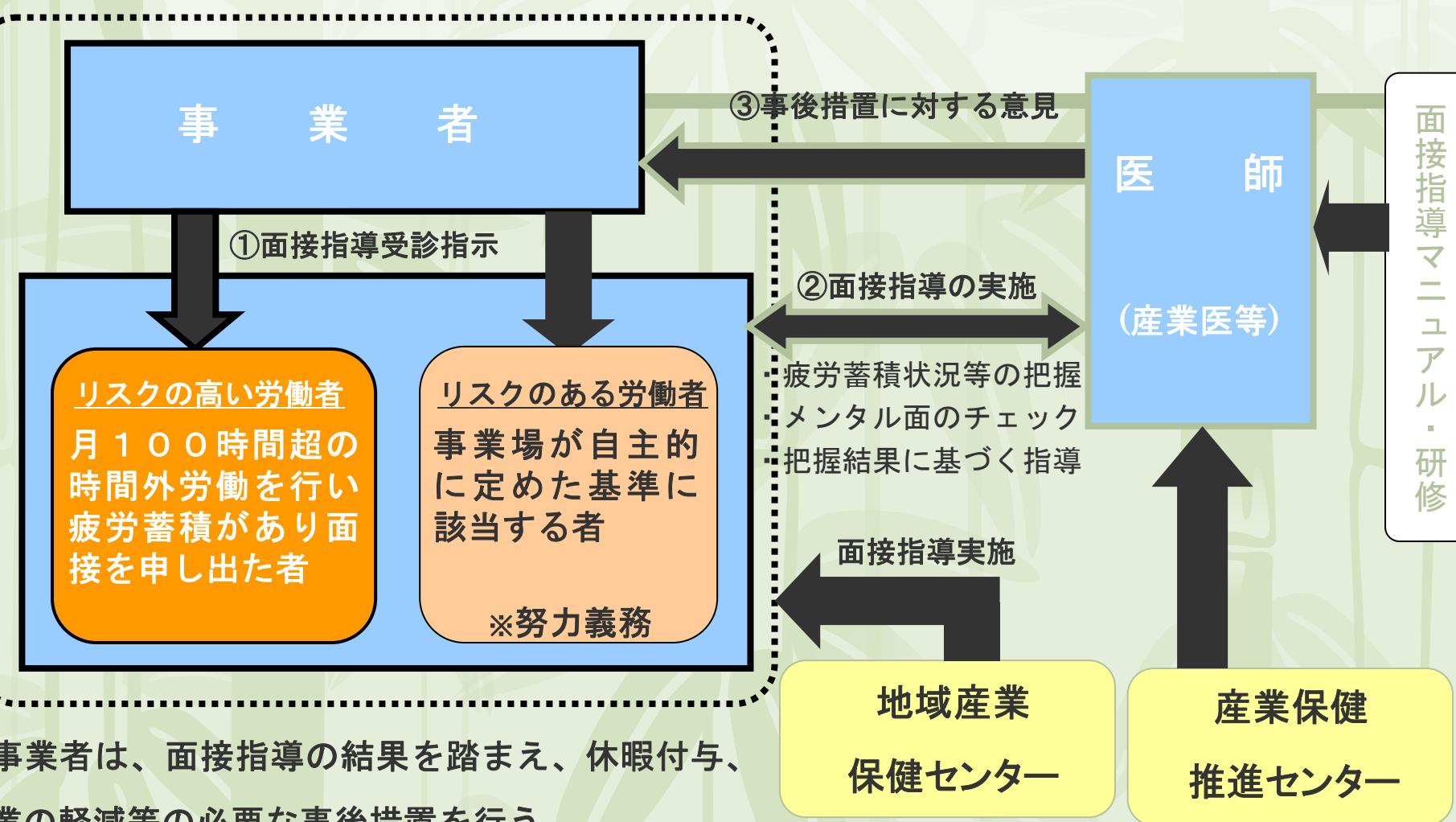


定期健康診断項目改正（H20年4月施行）

労働安全衛生規則第44条

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 5 血圧の測定
- 6 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 7 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- 8 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）
- 9 血中脂質検査
(LDLコレステロール、HDLコレステロール、TG)
- 10 血糖検査（ヘモグロビンA1cでも可）
- 11 心電図検査

長時間労働者等に対する面接指導制度



※事業者は、面接指導の結果を踏まえ、休暇付与、作業の軽減等の必要な事後措置を行う。

効果

過労死・過労自殺等の未然防止、
早期発見・早期治療

面接指導制度の創設に向けた国の支援

- 産業医に対して面接指導に関する研修の実施。
- 地域産業保健センターにおいて小規模事業場に対して無料で面接指導を実施。
- 面接指導マニュアルを産業医に提供。

事業場 (従業員数 50 人以上)

労 働 者



産 業 医

面接指導の実施

小規模事業場 (従業員数 50 人未満)

労 働 者

面接指導の実施

地域産業保健センター

(全国 347箇所)

登録医 (全国約 3 万人)



設 置

面接指導マニュアルの提供

面接指導に関する研修の実施

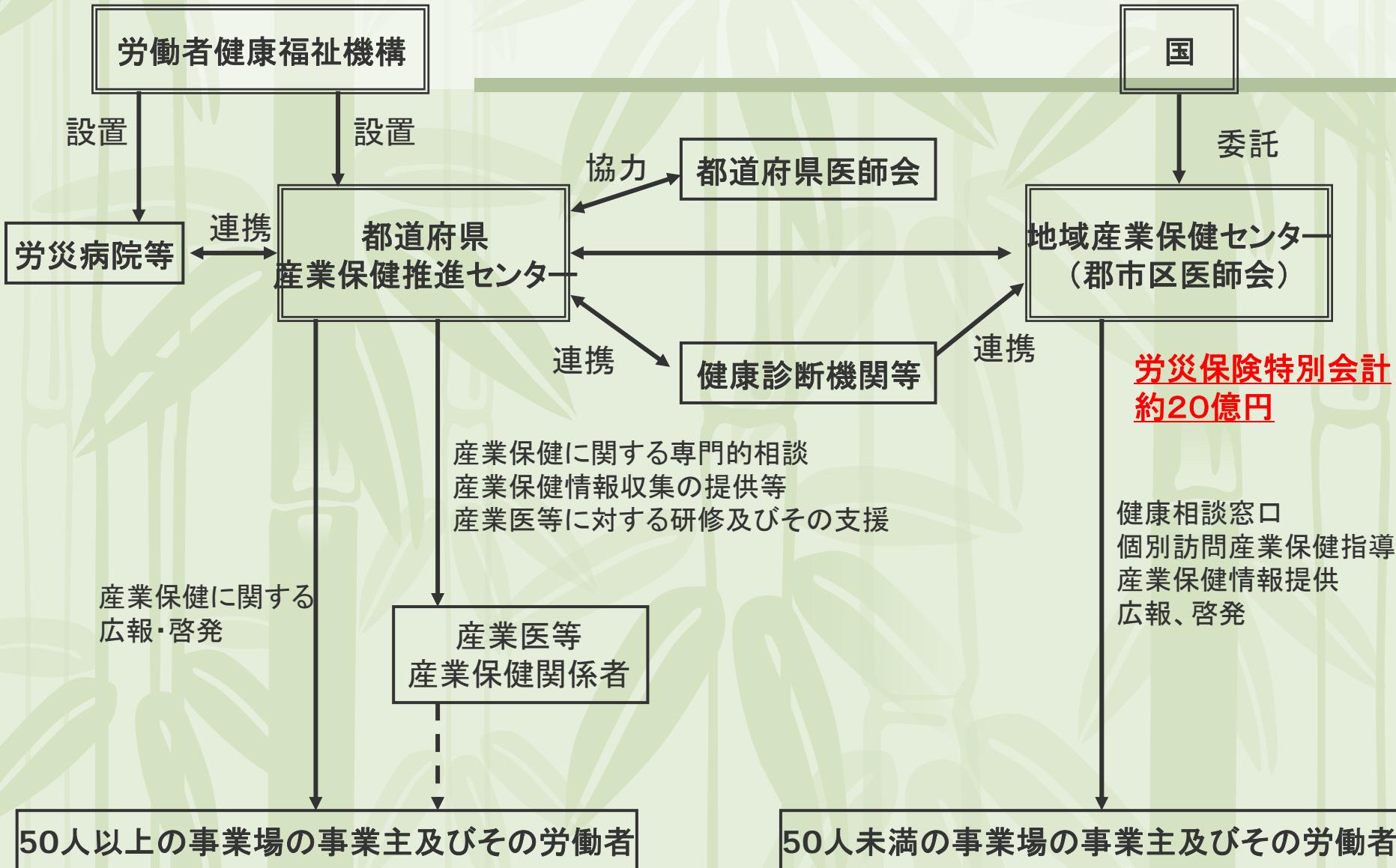
○ 委託事業として実施して
通常は、受託者の施設に
開設 (なお、駅前の区役
所内に開設している例も
ある。)

○ 小規模事業場に対し、週
2 日程度
・ 健康相談 (メンタルヘル
ス相談含む) 窓口開催
・ 事業場への訪問指導
を実施

○ 拡充センター (84箇所)
においては、
・ 夜間、休日も相談対応
・ メンタルヘルス相談窓口
の回数の増
・ 事業場への訪問指導の回
数の増

国 (厚生労働省)

地域産業保健センター及び都道府県産業保健推進センターについて



(現状)

